

住民監査請求監査結果

(令和6年度集団回収実績による報奨金の支給に関する件)

令和7年3月

足立区監査委員

第1 請求の受付

1 請求人

区内在住者

請求人の記載は、個人情報保護により区内在住者としています。

2 請求書の提出

令和7年1月23日

3 請求の内容

請求人が提出した「足立区職員措置請求書」（別紙）による請求の要旨及び措置請求等は、次のとおりである。

(1) 請求の要旨

ア 対象となる財務会計上の行為

ごみ減量推進課の事案決定書、6足環ご発第541号「集団回収実績による報奨金額の決定及び決定通知書の送付について【第1四半期:令和6年4月から令和6年6月分】」（令和6年7月18日起案、7月25日決定）及び6足環ご発第1097号「集団回収実績による報奨金額の決定及び決定通知書の送付について【第2四半期:令和6年7月から令和6年9月分】」（令和6年10月18日起案、10月25日決定）で、ライオンズマンション荒川遊園アクアステージ自治会（以下「本件自治会」という。）に対し、報奨金45,311円を支給決定したこと。

イ 違法である理由

廃棄物を資源とした再利用活動に係る登録団体に対する支援等については、足立区集団回収活動支援要綱（以下「支援要綱」という。）において、以下のとおり規定されている。

第1条（目的）「この要綱は、廃棄物を資源として再利用することを目的として行う区民の自主的な活動（以下「集団回収活動」という。）の支援に関し必要な事項を定めることを目的とする。」

第3条（集団回収団体の登録）「この要綱における支援を受けようとする実施団体は、集団回収団体登録申請書を区長に提出し、あらかじめ登録しなければならない。」

第4条（実績報告）「登録団体の代表者は、集団回収実績報告書（第5号様式。以下「実績報告書」という。）を作成し、回収実施日の翌月10日（当該日が土日祝日等閉庁日の場合にあつては、翌開庁日）までに区長に提出するものとする。この場合において、第6条第1号の紙類のうち、新聞紙、雑誌類及び段ボールを回収した場合は、第15条の規定により登録を受けた回収業者に当該紙類を引き渡した上で、第17条第5号の規定により、当該業者から提出された計量証明書又は搬入先の

古紙直納問屋が発行する計量票を併せて区長に提出しなければならない。

2 登録団体は、資源回収状況の確認、資源引渡し時の立会い等を行い、資源の状態及び量の把握に努めなければならない。」

第7条（報奨金の支給決定）「区長は、第4条の規定により登録団体から実績報告書が提出されたときは、当該実績報告書を審査し、予算の範囲内で報奨金の支給及びその額を決定する。」

第8条（支給決定の取消し）「区長は、登録団体が第12条各号のいずれかに該当する場合は、前条第1項の規定による決定の全部又は一部を取り消すことができる。」

第12条（登録の取消し等）「区長は、登録団体が次の各号のいずれかに該当する場合は、第3条の規定による登録を取り消すことができる。

（3）虚偽の報告その他不正の手段により報奨金の支給を受けたとき又は受けようとしたとき。

（6）登録団体の活動が登録団体として不適格であると区長が認めるとき。」

（主張1）『荒川遊園AS管理組合理事会・自治会議事録』には、「資源集団回収業務の主体は管理組合であることが確認され、報奨金の取扱いについては、自治会会計から一般会計への送金処理を行うことで対応することとした。」との記載があり、裏を返せば、本件自治会が集団回収活動の主体ではないということである。

本件自治会が集団回収活動の主体でないのであれば、支援要綱第1条にある「区民の自主的な活動」の要件に該当するとは考えられないので、支援要綱第12条第6号に規定する「登録団体の活動が登録団体として不適格であると区長が認めるとき。」に相当する。主体ではない本件自治会が作成し、提出した実績報告書では信憑性を欠き、集団回収活動での虚偽の報告により報奨金の支給を受けたと考えてもおかしくない事案である。

（主張2）ライオンズマンション荒川遊園アクアステージ管理組合（以下「本件管理組合」という。）が集団回収活動の主体である理由としては、本件管理組合の委託契約上の管理員が資源の移動や回収業者への引渡し、立会い等の役割を担うことからであると推測するが、管理委託契約書の業務内容には当該業務の明示がなく、管理員の労働条件に反している。また、管理員が集団回収活動の大部分の業務を担っているのであれば、本件自治会は集団回収活動を何もしていないことと同じである。よって、管理員と情報共有しているとはいえ、本件自治会

が実績報告書を作成できるとは考えられない。また、提出された実績報告書には提出年月日が空欄であり、登録団体が作成し、提出したものとは到底認められない。

(主訴) 以上から、本件自治会に対する報奨金の支給決定に係る財務会計行為は、支援要綱に基づかない違法な支出負担決定行為である。

(2) 措置請求について

以下の措置を講ずることを請求する。

- ア 本件自治会に対する報奨金の支給決定の取消し及び報奨金の返還
- イ 報奨金の適正執行に反する職員の行為に対しての損害賠償義務の履行の請求

(3) 是正措置について

以下の是正措置を講じることを請求する。

- ア 集団回収の手引き等、実情に則した資料の作成
- イ 支援要綱の改正（集団回収活動に係る調査・報告規定の整備）
- ウ 本件自治会の集団回収団体の登録の取消し

4 請求の要件審査

本請求については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条の所定の要件を具備しているものと認め、令和7年1月27日に受理の決定を行った。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

請求の内容から判断して、「集団回収実績による報奨金の支出」を監査対象とした。

2 監査対象部局

環境部ごみ減量推進課を監査対象部局とした。

3 請求人の陳述及び証拠の提出

法第242条第7項の規定に基づく陳述は、令和7年2月3日に請求人から陳述を行わない旨の回答があったことから実施しなかった。また、請求人から新たな証拠の提出はなかった。

4 請求人の主張に関する監査対象部局の説明

「第1請求の受付」、「3請求の内容」、「(1)請求の要旨」、「イ違法である理由（主張1及び主張2）」について
(主張1について)

支援要綱第1条では、「廃棄物を資源として再生利用することを目的として行う区民の自主的な活動」を「集団回収活動」と規定している。ライオンズマンション荒川遊園アクアステージ(以下「本件集合住宅」という。)については、令和6年4月に区職員が現地を訪問して集団回収活動状況の実態を調査しており、その活動が支援要綱に抵触していないことを確認している。

本件請求において、「集団回収業務の主体は管理組合である」との訴えを受け、集団回収の活動実態について、改めて調査したところ、本件自治会の構成員すなわち本件集合住宅居住者が自宅から出た資源を集積所に搬入し、その資源は管理員が回収業者に引き渡しており、この運用について、本件管理組合理事長は当然に了承していることを確認した。

管理員が資源を回収業者に引き渡している事実はあるものの、これは本件自治会が集合住宅であるという実情に配慮した現実的な運用に過ぎず、集団回収活動の肝である資源の排出を、本件自治会構成員である居住者が実施していることから、支援要綱第1条に規定する「廃棄物を資源として再生利用することを目的として行う区民の自主的な活動」に何ら反するものではないと考える。

また、区は、実績報告書の提出の際には、回収業者が発行する計量証明書の添付を求めており、回収の事実や回収量を客観的に確認し、支援要綱第7条に規定する審査を行っている。本件自治会が過去に作成・提出した実績報告書は、審査の結果、いずれも不備は確認されておらず、本件自治会が作成した実績報告書が「主体ではない」との理由のみで「信憑性を欠き、回収活動での虚偽の報告により報奨金の支給を受けたとしてもおかしくない」ことには当たらないと考える。

以上の理由から、本件自治会における集団回収活動は、支援要綱第1条に規定する「区民の自主的な活動」と認めることができる。よって、同第12条第6号に規定する「登録団体として不適格である」とはいえず、同第8条「支給決定の取消しに該当する」ことには当たらない。

(主張2について)

まず、本件集合住宅の管理委託契約については、本件管理組合と株式会社大京アステージとの間で取り交わされているものであることから、区が介入できる立場にはない。

本件集合住宅の集団回収活動は、前述のとおり、本件自治会構成員が「資源の排出」を行い、管理員が「資源の移動や回収業者への引渡しを担

う」という集合住宅の実情に応じた現実的な運用を行っており、本件管理組合の理事長もその運用について了承している。本件自治会構成員は、「資源の排出」という集団回収活動における重大な役割を果たしていることから、「当該自治会は何もしていない」と判断することはできない。

また、実績報告書の作成については、支援要綱第4条で「登録団体の代表者は、集団回収実績報告書を作成し、（中略）区長に提出するものとする。」と規定している。実績報告書の作成手順について、自治会長及び管理員に確認したところ、毎月管理員が集団回収業者から実績報告書と計量証明書を受領した後、自治会長に引き渡し、自治会長が内容確認のうえで署名を行い、管理員が管理会社を通じて区に提出しているとのことであった。これは支援要綱第4条の規定に何ら反するものではなく、本件自治会と管理員は適切に情報を共有できていることが確認できる。

以上の理由から、「集団回収活動の大部分の業務を管理員が担っているのであれば、本件自治会は何もしていないことと同じであり、本件自治会が資源回収実績報告書の作成・提出に至ったことは些か不可解で疑問である。」ことには当たらない。

なお、集団回収実績報告書の提出にあたり、区が登録団体に対して提出日の記入を求めていることは、様式に提出日の記入欄があることから明らかであり、その記入が漏れたまま受理したことについては、区に弁解の余地はない。しかしながら、当該実績報告書の作成・提出については、実績報告書に記載された「登録団体名」「代表者住所」「代表者氏名」をもって本件自治会であることは明らかであることから、提出日がないことのみを理由として本件自治会による作成・提出を否定することはできないと考える。また、当該実績報告書を支援要綱第7条に基づき審査した結果、前述のとおり回収実施日や回収量などに不備は認められなかったことから、当該自治会に集団回収の実績があったと区は判断し、報奨金の支給を決定している。

以上の理由から、「令和6年4月から9月までの集団回収実績報告書の提出年月日が空欄であり記入漏れの状況であることは、回収量において結果的に問題がないとしても、登録団体が作成し、提出したとは到底に認められない。」ことには当たらない。

今後は、実績報告書の提出日に記載漏れが生じないように、登録団体に注意喚起していく。

（主訴及び措置請求について）

本件自治会の集団回収活動は、支援要綱の定めに照らしても、何ら規定に反しているものではなく、支出負担行為や会計処理に瑕疵は認められない。従って、本件請求における報奨金の支給決定の取消しと返還請求、

及び区職員への損害賠償請求の必要を認めることはできない。
(是正措置について)

登録団体に配布している実績報告書は、その表紙に記入すべき項目や記入にあたっての注意点を分かりやすく掲載している。実際、実績報告書の書き方に関する問い合わせは、年数件程度となっており、この記入例の存在によるところが大きいものと考えている。なお、集団回収活動を新規に開始する登録団体には、登録証を交付する際、実績報告書の提出方法などを示した「集団回収活動の手引き」を併せて送付している。

区の登録団体に対する調査権については、支援要綱第10条第2項で「区長は、登録団体の収支状況その他報奨金の交付の適正を期するために必要があると認める事項について、登録団体に報告を求め、又は調査することができる。」と規定している。

本件自治会の集団回収活動は、支援要綱の定めに照らしても、何ら規定に反しているものではなく、登録団体の取消しの必要を認めることはできない。

第3 監査の結果

1 事務処理手続の確認

(1) 本件報奨金支給に係る規定について

足立区においては、足立区廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成11年12月27日条例第38号。以下「条例」という。）第13条「区長は、集団回収等、再利用を促進する区民の自主的な活動の支援に努めるものとする。」に基づき、別途支援要綱を制定し、同要綱に定められた手続に従って報奨金支給に係る事務処理を行うこととされている。

支援要綱の主な内容は次のとおりである。

ア 目的（第1条）

廃棄物を資源として再生利用することを目的として行う区民の自主的な活動の支援に関し必要な事項を定める。

イ 支援対象団体（第2条）

この要綱における支援の対象は、町会、自治会、婦人会、老人クラブ、子ども会、PTA、マンション管理組合その他営利を目的としない団体で、概ね10以上の世帯で構成されているものとする。

ウ 集団回収団体の登録（第3条）

(ア) この要綱における支援を受けようとする実施団体は、集団回収団体登録申請書（第1号様式）を区長に提出し、あらかじめ登録しなければならない。

(イ) 区長は、前項の規定による申請を適当と認めるときは、当該団体の

登録を行い、その代表者に集団回収団体登録証（第２号様式）を交付し、申請を適当と認めないときはその旨を通知する。

エ 実績報告（第４条）

（ア）登録団体の代表者は、集団回収実績報告書（第５号様式。以下「実績報告書」という。）を作成し、回収実施日の翌月１０日（１０日が土日祝日等閉庁日の場合は、翌開庁日とする。）までに区長に提出するものとする。この場合において、第６条第１号の紙類のうち、新聞紙、雑誌類及び段ボールを回収した場合は、第１５条の規定により登録を受けた回収業者に当該紙類を引き渡した上で、第１７条第５号の規定により、当該業者から提出された計量証明書又は搬入先の古紙直納問屋が発行する計量票を併せて区長に提出しなければならない。

（イ）登録団体は、資源回収状況の確認、資源引渡し時の立会い等を行い、資源の状態及び量の把握に努めなければならない。

オ 報奨金の算定（第５条）

報奨金は、登録団体が回収した資源（家庭から排出されたものに限る。）１キログラムにつき７円で算定するものとする。

カ 報奨金の支給決定（第７条）

（ア）区長は、第４条の規定により登録団体から実績報告書が提出されたときは、当該実績報告書を審査し、予算の範囲内で報奨金の支給及びその額を決定する。

（イ）区長は、前項の規定により報奨金の額を決定したときは、報奨金額決定通知書（第６号様式）により、登録団体の代表者に通知するものとする。

（２）本件報奨金の支出について

令和６年度第１四半期（令和６年４月から令和６年６月分）の本件自治会の集団回収実績に対する報奨金として２７，０４１円を決定し、令和６年８月２０日に支出処理を行っている。

また、令和６年度第２四半期（令和６年７月から令和６年９月分）の同報奨金として１８，２７０円を決定し、令和６年１１月２０日に支出処理を行っている。

２ 事実の認定

（主張１について）

支援要綱第１条は、支援対象を「区民の自主的な活動」と規定しており、活動の具体的な方法等は、各支援対象団体の実状に応じ、その自主性に委ねられているものと解される。

請求人の事実証明書によれば、管理組合の事業計画 6. その他業務には自治会行事を行う旨の記載がある。また、本件自治会会則（以下「会則」という。）第 25 条（会則の変更）には、「会則（細則を含む）の変更には、管理組合総会において承認を得なければならない。」と規定されており、事実、本件管理組合臨時総会において、会則の改訂が議案として審議されている。これらのことから、本件管理組合は本件自治会の事務・行事を実態として行っており、本件管理組合と本件自治会は一体あるいは共同のものであると認められる。

また、会則第 10 条（組織）の（４）には、環境整備部がリサイクル活動支援を担当する旨規定され、「専門部会はマンション内の円滑な運営を行うため管理組合との共同運営を行うものとする。」との記載が付されていることから、集団回収活動は、本件自治会と本件管理組合とが共同して実施可能な体制となっているものと認められる。

本件集合住宅における集団回収活動の実態を踏まえ、本件自治会が集団回収を実施しているとして、交付要綱第 3 条に基づく登録団体として、実績報告書を作成・提出していると認められる。

（主張 2 について）

実際に、本件集合住宅居住者（本件自治会の構成員）が排出した資源ごみの集積所への移動、回収業者への引き渡し等の具体的な作業を、管理組合了承の下で管理員が行うとともに、実績報告書の作成に関し本件自治会と管理員が情報共有を行っており、集合住宅の特性を踏まえて、本件管理組合と本件自治会が共同で集団回収活動を実施していることが認められる。

実績報告書の提出年月日の記入漏れについては、本来、支援要綱第 7 条に基づく審査において認識し、本件自治会へ補正を求めるべきものである。しかし、これは事務処理上の瑕疵に過ぎず、交付要綱の規定に反するものとまではいえない。

なお、管理員の業務内容や労働条件については、本件請求には関係のない事項であるため、言及しない。

3 判断

本件請求については、監査委員の合議により次のように決定した。

本件請求のうち、「第 1 請求の受付」、「3 請求の内容」、「（2）措置請求」については、理由がないものと判断し棄却する。

同「（3）是正措置」については、法第 242 条第 1 項に規定する財務会計上の行為に該当するとは認められないことから却下とする。

4 判断理由

請求人の主訴は、「第1請求の受付」、「3請求の内容」、「(1)請求の要旨」、「イ違法である理由(主訴)」のとおりであり、本件報奨金の支給決定は違法であるとして、支給決定を取り消したうえで、本件報奨金を返還させること等を求めているものと解される。

以下の理由から、本件報奨金の支給決定は、違法又は不当であるとはいえないものと判断する。

- (1) 本件集合住宅においては、居住者(本件自治会の構成員)が排出した資源ごみの集団回収活動を本件管理組合と本件自治会とが共同して実施している実態があり、これを踏まえて、本件自治会が支援要綱第3条に基づき、本件集団回収活動について、登録団体として届け出を行い、同第4条に基づき実績報告書を提出しているものであり、何ら問題はないこと。
- (2) 本件自治会に対する本件報奨金の支給決定については、提出年月日記入漏れの看過はあったものの、交付要綱に基づいて処理されており、支出負担行為にも瑕疵は認められない。支給決定額にも誤りはなく、区に損害が発生している事実はないこと。

以上

足立区職員措置請求書

1 請求の要旨

〈誰が、いつ、どのような行為を行っているか〉

環境部長が事案決定書記号番号 6 足環ご発第 5 4 1 号で、起案日令和 0 6 年 0 7 月 1 8 日、決定日同月 2 5 日、事案「集団回収実績による報奨金額の決定及び決定通知書の送付について【第 1 四半期：令和 6 年 4 月から令和 6 年 6 月分】」で行った対象団体 7 1 0 団体、報奨金額 12,047,735 円のうち、登録番号 5 3 3 6、登録団体名ライオンズマンション荒川遊園アクアステージ自治会に対する報奨金支給額 27,041 円について

（別紙事実証明書 1（事案決定書 6 足環ご発第 5 4 1 号：公文書開示文書のとおり）

及び、環境部長が事案決定書記号番号 6 足環ご発第 1 0 7 9 号で、起案日令和 0 6 年 1 0 月 1 8 日、決定日同月 2 5 日、事案「集団回収実績による報奨金額の決定及び決定通知書の送付について【第 2 四半期：令和 6 年 7 月から令和 6 年 9 月分】」で行った対象団体 7 0 3 団体、報奨金額 11,012,449 円のうち、登録番号 5 3 3 6、登録団体名ライオンズマンション荒川遊園アクアステージ自治会に対する報奨金支給額 18,270 円についての併せて、財務会計上行為の報奨金支給額の 45,311 円について

（別紙事実証明書 2（事案決定書 6 足環ご発第 1079 号：公文書開示文書のとおり）

〈その行為は、どのような理由で違法又は不当であるか〉

（1）報奨金支給に係る登録団体に対する支援等規定について

足立区集団回収活動支援要綱（以下「支援要綱」という。）第 1 条（目的）に、この要綱は、足立区廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成 1 1 年足立区条例第 3 8 号。以下「条例」という。）第 1 3 条に基づき、廃棄物を資源として再利用することを目的として行う区民の自主的な活動（以下「集団回収活動」という。）の支援に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第 3 条（集団回収団体の登録）第 1 項に、この要綱における支援を受けようとする実施団体は、集団回収団体登録申請書（第 1 号様式）を区長に提出し、あらかじめ登録しなければならない。（第 2 項・

3 項は割愛)

第 4 条 (実績報告) 第 1 項に、登録団体の代表者は、集団回収実績報告書 (第 5 号様式、以下「実績報告書」という。) を作成し、回収実施日の翌月 10 日 (10 日が土日祝日等閉庁日の場合は、翌閉庁日とする。) までに区長に提出するものとする。(以下割愛)

同条第 2 項に、登録団体は、資源回収状況の確認、資源引渡し時の立会い等を行い、資源の状態や量の把握に努めなければならない。
(第 3 項は割愛)

第 7 条 (報奨金の支給決定) 第 1 項に、区長は、第 4 条の規定により登録団体から提出された実績報告書に基づき、提出された実績報告書を審査し、予算の範囲内で報奨金の支給を決する。

第 8 条 (支給決定の取消し) に、区長は、登録団体が第 12 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合は、前条第 1 項の規定による決定の全部又は一部を取り消すことができる。

第 12 条 (登録の取消し等) に、区長は、登録団体が次のいずれかに該当する場合は、第 3 条の規定による登録を取り消すことができる。第 3 号に、虚偽の報告その他不正の手段により報奨金の支給を受けたとき又は受けようとしたとき。第 66 号に、登録団体の活動が登録団体として不適格であると区長が認めるとき。(1、2、4、5 各号は割愛)、とある。

(2) 一方、集団回収支援事業については、区の行政評価の足立区令和 6 年度事務事業評価調書(令和 5 年度事業実施分)に事務事業名 集団回収支援事業 協働・協創欄に、「【協働】地域団体が主体となって業者と連携して行う集団回収を区が橋渡しをしており、協働関係にある。」、とある。

(別紙事実証明書 4 (令和 6 年度事務事業評価調書(一部抜粋): ウェブサイトから印刷のとおり)

(3) 上 (2) に関連で、協働については、区の行政評価の目的 (四つのうちの一つ) に、「区民に対する説明責任を果たし、協働・協創の基礎をつくる。」、とある。

(別紙事実証明書 3 (足立区行政評価の目的 (一部抜粋): ウェブサイトから印刷のとおり)

(4) しかし作ら、当該登録団体のライオンズマンション荒川遊園アクアステージ自治会 (以下「アクアステージ自治会」という。) に係る廃棄物を資源として再利用することを目的として行う区民の自主的な活動 (以下「集団回収活動」という。) の資源集団回収の業務についての主体は、ライオンズマンション荒川遊園アクアステージ管

理組合（以下「アクアステージ管理組合」という。）であることが、先のアクアステージ管理組合の理事会（議）で下記のとおり確認された。

（アクアステージ自治会とアクアステージ管理組合の関係については、下記の参考資料のとおり）

具体的には、荒川遊園 AS 管理組合理事会・自治会議事録
2023年12月号（2023年12月2日開催）に、

◆管理会社（大京アステージ）からの報告等

1）前回の通常総会で提出されたご意見について

- ・資源集団回収業務の主体は管理組合であることが確認され、報奨金の取り扱いについては、自治会会計から一般会計への送金処理を行う事で対応することとした。
- 、とあった。

（別紙事実証明書5（管理組合理事会議事録（写）令和5年12月号：組合員配布資料印刷のとおり）

なお、報告等前回の通常総会で提出されたとするご意見についてを想定するには、アクアステージ管理組合2023年（令和5年）4月16日開催の第21回通常総会結果ご通知の添付資料5「事前質問状に対する理事会からの回答質問内容⑨」に、下のようであった。

（質問内容⑨は、要約の様子だが、そのままに転載した。）

質問内容	資源集団回収業務について、管理組合業務と自治会活動を混同しないようにすべきであり、事業計画に記載すべきではないか。また、報奨金の経理事務について、専門委員会を設置するなどの対応を取るべきではないか。
回答	もともと事業計画の6、その他業務には、自治会主催の行事が記載されておりますので、資源集団回収業務を事業計画に追記することは問題ないと考えます。集団回収に係る報奨金は自治会会計に入金されておりますが、会計年度毎に報奨金相当額を一般会計に繰り入れするなどの対応について、専門委員会を設置するか否かを含め、今後理事会で検討を進めて参ります。

、とある。

（別紙事実証明書6（アクアステージ管理組合第21回通常総会結果ご通知添付資料・事前質問状に対する理事会からの回答：組合員配付資料印刷のとおり）

～参考資料について～

集合住宅ライオンズマンション荒川遊園アクアステージの組織体制について、上記及び、下記等から個人的に勘案して、資料Ⅰのとおり作成
また、当該登録団体のアクアステージ自治会に係る集合住宅「ライオンズマンション荒川遊園アクアステージ」内における廃棄物を資源として再利用に係る資源回収業務の現状についてを、資料Ⅱのとおり作成した。

記

～アクアステージ自治会会則の改訂内容及び経過について～

◇議案について

アクアステージ管理組合 2021 年（令和 3 年）6 月 27 日開催

第 20 期第 1 回臨時総会議案について

議題第 7 号議案 自治会会則の改訂に関する件

<審議事項>自治会会則の改訂

1. 改訂箇所：別紙参照

2. 改訂理由：現状の実態に合わせるため

3. 改訂日：令和 3 年 7 月 1 日

（別紙事実証明書 7（アクアステージ管理組合第 20 期第 1 回臨時総会議案、自治会会則・一部抜粋：組合員配付資料印刷のとおり）

◇議事録について

アクアステージ管理組合 2021 年（令和 3 年）6 月 27 日開催

第 20 期第 1 回臨時総会議事録について

議題第 7 号議案 自治会会則の改訂に関する件

（別紙事実証明書 8（アクアステージ管理組合第 20 期第 1 回臨時総会議事録（写）：組合員配付資料印刷）のとおり）

（５）鑑みて、一つは、集団回収業務の主体は、アクアステージ管理組合であるということだが、裏を返せば、登録団体のアクアステージ自治会は、集団回収業務の主体ではないということである。だとすれば、区においては、集団回収支援事業は、地域団体が主体で協働関係にあるというが、当該登録団体のアクアステージ自治会が資源集団回収業務の主体では無いのでは、協働関係にも無いということであり、協働関係に無いということは、協働の基礎をつくることにはならないこと。則ち、事務事業の協働関係に主体でないことは、協働関係に無いということで、行政評価の目的において、協働の基礎をつくることには到底にならないと認識するので、この事は、行政評価の目的に反する事案で、しかも支援要綱第 1 条（目的）にある区民の自主的な活動（集団回収活動）の要件に該当するとは考えられないので、同要綱第 12 条（登録の取消し等）第 6 号に規定する登録団体の活動が登録団体と

して不適格であると区長が認めるとき、に相当する。このような主体では無いとする登録団体アクアステージ自治会が実績報告書を作成し提出されたものでは、信憑性を欠き、回収活動での虚偽の報告により報奨金の支給を受けたとしても、おかしくない事案とする。もって、当該登録団体に対する報奨金の支給決定に係る財務会計行為は、支援要綱に基づかない違法な支出負担決定行為とする。且つ、支援要綱第8条（支給決定の取消し）の登録団体が支援要綱第12条（登録の取消し等）の6号に該当する。

（6）二つ目は、アクアステージ管理組合が資源集団回収業務の主体であるとする理由については、容易に知れないが、情報からして集団回収の実施方法において、当該アクアステージ管理組合の管理委託契約上の管理員が毎週のように資源の移動や回収業者への引き渡し、立会い等の役割を担うことからではないのかと推測する。

蓋し、管理委託契約書の所謂契約事項の管理員の業務内容に明示がないのに、管理員が毎週のように集団回収の際の資源の移動や回収業者への引き渡し、立会い等を管理組合の云々を容認するのは筋が違う、要は、管理員の就業規則の労働条件なる法令遵守に反すると認識すべきである。

踏まえて、管理員が集団回収活動の大部分の業務である移動や回収業者への引き渡しや立会いをしていることでは、アクアステージ自治会が回収業務をしていないのでは、何もしていないのと同じである。それでも資源回収実績報告書（以下「実績報告書」という。）の作成が、喻え管理員と情報共有しているとは言え、如何にしても出来るとは到底に考えられない。そのうえに提出があったのは、些か不可解で疑問とする。何故かは、真っ当な自治会ならば、実績報告書の提出年月日位は、少なくとも記入すると一区民としては見ているが、提出された令和6年4月から9月までの実績報告書（別紙事実証明書1及び2に添付とおり）の全てにおいて、提出日の年月日が空欄であること、正に記入漏れの状況であることは、回収量において結果的に問題がないとしても、登録団体が作成し提出したとは到底に認められないものである。

もって、当該登録団体に対する報奨金の支給決定に係る財務会計行為は、支援要綱に基づかない違法な支出負担決定行為とする。このことは、支援要綱第1条（目的）の区民の自主的な活動（集団回収活動）とはならないし、同要綱第12条（登録の取消し等）第6号の登録団体の活動が登録団体として不適格であると区長が認めるときに相当し、且つ、支援要綱第8条（支給決定の取消し）の登録団体が支援要綱第12条第1項3号及び、6号に該当する。

(7) 因みに、管理員の業務内容は、アクアステージ管理組合の管理委託契約書には、下のとおりとなっている。(一部抜粋)

業務区分	業務内容
(3) 立会業務	ア、外注業者の業務の着手、実施の立会い イ、災害、事故等の処理の立会い
(5) 清掃業務	本表3、管理員の清掃内容に定める業務

(別紙事実証明書9(アクアステージ管理組合管理委託契約書・

2024年分一部抜粋:組合員配付資料印刷のとおり)

<その結果、どのような損害が区に生じているか、又は生じるおそれがあるか>

区に報奨金の支給決定額45,430円が生じている。

<どのような措置を求めるのか>

[財務会計上の行為を事前に防止するために必要な措置]

一つは、報奨金の支給決定は、実績報告書を登録団体の代表者が作成したものを受け審査で算出する由だが、作成についての要領が不明瞭とするので、例えば、支援要綱から削除か、又は、計量証明書の添付を活用するなど、実情に合った

資源の集団回収に係る記入方法等を事例や図解を用いた「集団回収の手引き」なる資料作成の措置を請求する。

二つ目は、上に関連で、支援要綱には、業務の適切な運営の遂行ための調査・報告の規定がないとするので、例えば、支援要綱について、「区長は、報奨金の支給に関し必要と認めたときは、報奨金の支給を受けた登録団体の回収活動に係る実績等について調査を行い、又は当該登録団体の代表者に報告を求めるものとする。」等の一部改訂の措置を請求する。

[財務会計上の行為を事後的に是正するために必要な措置]

当該事案の登録団体に対しては、支援要綱第12条(登録の取消し等)第3号及び第6号の規定に基づき、登録団体の取消しの措置を請求する。

[財務会計上の行為によって被った損害を補填するために必要な措置]

当該事案の登録団体に対しては、支援要綱第8条(支給決定の取消し)に基づき、当該支給決定の全部を取り消し、報奨金の全額を返還させること。それが出来ないならば、執行機関においても報奨金の予算の適正執行に反する職員の当該職務上の義務に違反する行為に対して損害賠償義務の履行を予算の執行機関に請求すること。

2 請求者

区内在住者

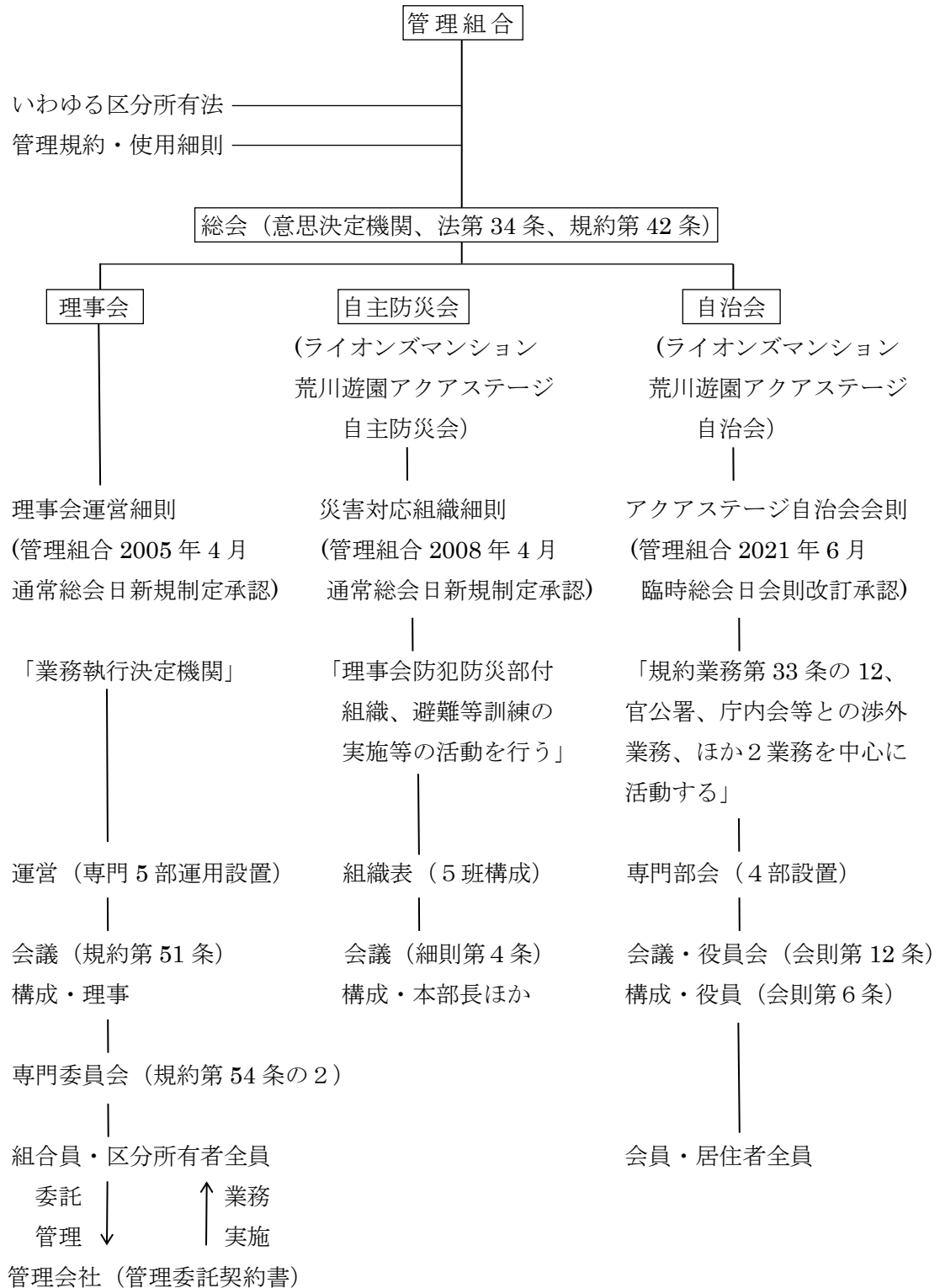
地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え必要な措置を請求します。

令和7年1月23日

足立区監査委員様

(注) 措置請求書本文については原文のまま掲載し、事実証明書は省略した。

集合住宅「ライオンズマンション荒川遊園アクアステージ」の組織体制について



集合住宅「ライオンズマンション荒川遊園アクアステージ」内における
廃棄物を資源として再利用に係る資源回収の現状について

- ① 分別 アクアステージ管理組合の組合員等は、廃棄物は、廃棄物保管場所使用細則に基づき「燃やすごみ」・「燃やさないごみ」・「資源」・「プラスチック」に、分別(粗大ごみは別途)
なお、プラスチックは2024年（令和6年）4月から区モデル事業のため運用で適用

↓

資 源 は

↓

- ② 搬入 全て、集合住宅1階廃棄物保管場所へ
（資源の「アルミ缶・スチール缶・びん」は、折りたたみコンテナへ、
「ペットボトル・紙パック」は、かごへ、「新聞・雑誌・段ボール」
は、所定の場所へ）
「プラスチック製品等」は、廃棄物用大型コンテナへ搬入

↓

↓

↓

- | | | | |
|---------------|--------------------|----------------------|------------------|
| ③ 回収方策
摘 要 | いわゆる行政回収
管理組合業務 | いわゆる集団回収
自治会が登録団体 | その他業者回収
自治会活動 |
|---------------|--------------------|----------------------|------------------|

↓

↓

↓

- ④ 移動・回収 折りたたみコンテナ等、かごで各回収場所へ移動・回収

↓

↓

↓

- | | | | |
|--------|-----|-----|--------|
| ⑤ 回収場所 | 集積所 | 集積所 | 業者搬出拠点 |
|--------|-----|-----|--------|

↓

↓

↓

- | | | | |
|---------|-------|-------|-------|
| ⑥ 回収・引渡 | 土曜日午前 | 月曜日午前 | 月曜日午前 |
|---------|-------|-------|-------|

- | | | | |
|---------|--------|-----|-------|
| 回収・引渡品目 | ※スチール缶 | ※新聞 | ※紙パック |
|---------|--------|-----|-------|

- | | | | |
|--|---------|-------|--|
| | ※びん（全て） | ※雑誌 | |
| | ※ペットボトル | ※段ボール | |
| | | ※アルミ缶 | |

- 木曜日午前
※プラスチック製品等

↓

↓

↓

- | | | | |
|----------|---------|----------|------|
| ⑦ 回収・引渡先 | 清掃事務所回収 | 集団登録業者回収 | 業者回収 |
|----------|---------|----------|------|

↓

↓

↓

- ⑧ 各回収後 折りたたみコンテナ等、かごは廃棄物保管場所へ戻す